

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H28.8.1	住居表示変更	変更前	営業所	118340	伊那北簡易郵便局	○	長野県伊那市伊那1491	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	118340	伊那北簡易郵便局	○	長野県伊那市山寺1491	-	○	○	×	○	○	-	
H28.8.1	住居表示変更	変更前	営業所	537760	出雲塩冶簡易郵便局	○	島根県出雲市塩冶町474	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	537760	出雲塩冶簡易郵便局	○	島根県出雲市塩冶町471-2	-	○	○	×	○	○	-	
H28.8.1	契約解除	変更前	営業所	537790	八幡簡易郵便局	○	島根県出雲市佐田町大呂224-12	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H28.8.1	業務変更	変更前	郵便局	727680	大分横瀬簡易郵便局	○	大分県大分市横瀬2171-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	727680	大分横瀬簡易郵便局	○	大分県大分市横瀬2171-2	-	○	○	×	○	○	-	
H28.8.1	契約解除	変更前	営業所	737570	日南星倉簡易郵便局	○	宮崎県日南市星倉3-4-3	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H28.8.1	移転	変更前	営業所	907630	西山手簡易郵便局	○	北海道苫小牧市啓北町1-13-18	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	907630	西山手簡易郵便局	○	北海道苫小牧市啓北町1-14-15	-	○	○	×	○	○	-	
H28.8.2	契約解除	変更前	営業所	517150	安芸吉川簡易郵便局	○	広島県東広島市八本松町吉川83	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H28.8.8	移転	変更前	郵便局	023930	南大和郵便局	-	神奈川県大和市大和東3-4-27	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	023930	南大和郵便局	-	神奈川県大和市大和南1-8-1	-	○	○	○	○	○	-	
H28.8.8	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	043200	伊勢崎宮郷郵便局	-	群馬県伊勢崎市田中島町1420-3	-	○	○	○	○	○	-	
H28.8.8	移転	変更前	郵便局	700230	北谷郵便局	-	沖縄県中頭郡北谷町吉原1139-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	700230	北谷郵便局	-	沖縄県中頭郡北谷町桑江94	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局 所在地	過疎地	(1)郵便 窓口業 務	(2)銀行 窓口業 務	(3)保険 窓口業 務	(4)受託 郵便貯 金管理 業務	(5)受託 簡易生 命保険 管理業 務	関連銀行又は関連保険会 社の営業所	備考	
H28.8.8	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		変更後	営業所	817410	大平簡易郵便局	○宮城県黒川郡大和町鶴巢大平円田33-3	-	○	○	×	○	○	-	
H28.8.15	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		変更後	営業所	557470	錦町簡易郵便局	○山口県岩国市錦町広瀬6707-5	○	○	○	×	○	○	-	
H28.8.22	移転	変更前	郵便局	122980	岡方郵便局	-	○	○	○	○	○	-		
		変更後	郵便局	122980	岡方郵便局	-	○	○	○	○	○	-		
H28.8.22	移転	変更前	郵便局	211620	草井郵便局	-	○	○	○	○	○	-		
		変更後	郵便局	211620	草井郵便局	-	○	○	○	○	○	-		
H28.8.22	移転	変更前	営業所	837430	赤浜簡易郵便局	○岩手県上閉伊郡大槌町赤浜2-116-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	837430	赤浜簡易郵便局	○岩手県上閉伊郡大槌町赤浜2-74-7	○	○	○	×	○	○	-	
H28.8.22	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		変更後	営業所	847750	小友簡易郵便局	○青森県弘前市小友宇田野216-1	-	○	○	×	○	○	-	
H28.8.22	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		変更後	営業所	867040	沢口簡易郵便局	○秋田県北秋田市脇神塚ノ岱17-6	○	○	○	×	○	○	-	
H28.8.29	移転	変更前	郵便局	434230	赤穂塩屋郵便局	-	○	○	○	○	○	-		
		変更後	郵便局	434230	赤穂塩屋郵便局	-	○	○	○	○	○	-		
H28.8.29	移転	変更前	郵便局	641480	大津郵便局	-	○	○	○	○	○	-		
		変更後	郵便局	641480	大津郵便局	-	○	○	○	○	○	-		

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。